

## 第6回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成24年8月21日(火)  
ところ 尼崎市議会棟 第3委員会室

- 1 第4回会議議事要旨の確認について
- 2 第5回会議議事要旨の確認について
- 3 協議事項にもとづく意見交換について
- 4 その他について

(添付資料)

- 資料1 第6回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第4回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(修正案)
- 資料3 第5回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)
- 資料4 動物愛護管理寄付金の用途について
- 資料5 動物愛護推進員について

## 第 6 回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

## 【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役 職 名 等	氏 名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長	藤原 軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協会員	福井 祐子
一般社団法人尼崎市開業獣医師会代表者	吉川 博敏
市 民	阿鹿 麻見子
市 民	竹本 眞智子
市 民	桑畑 和子
市 民	三田 一三
尼崎市保健所長	郷司 純子

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

## 【事務局他】

所 属	氏 名
健康福祉局保健部長	辻本 正樹
健康福祉局保健部生活衛生課長	宮永 恵三
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規
健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護センター技術員	唐澤 万里子

## 第 4 回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（修正案）

## 1 日 時

平成 24 年 2 月 7 日（火） 午後 2 時から午後 4 時 20 分

## 2 場 所

兵庫県動物愛護センター愛護館多目的ホール

## 3 出席者

## (1) 委員 8 名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、桑畑和子、三田一三、竹本眞智子、辻本正樹（代理）、  
福井祐子、吉川博敏

## (2) 事務局 4 名

後藤生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原生活衛生課動物愛護担当係長、  
山崎技術員

## 4 概 要

- (1) 大参会長が欠席のため三田副会長が議長を務めた。
- (2) 第 1 回、第 2 回及び第 3 回の議事要旨について一部修正のうえ内容を確定し、市ホームページに掲載することとなった。
- (3) 動物愛護管理寄付金の受け入れについて事務局から、次のような説明があった。
  - ・平成 24 年 4 月からの受付開始に向け準備を進めている。
  - ・寄附金の使途については次年度、協議会で検討していきたい。
  - ・申込方法については、「寄付申込書」への手書きとなることからインターネットによる寄付は困難である。
- (4) 収容動物の譲渡促進について、次のような議論が行なわれた。
  - ・休日に譲渡会を開催してはどうか。
  - ・収容動物の情報を動物病院や地域の掲示板に掲示してはどうか。
  - ・現実の問題として譲渡されやすい犬もいれば譲渡されにくい犬もいる。どうすればこの譲渡されにくい犬の殺処分数が限りなくゼロになるかを考えるべきである。
  - ・譲渡対象を市内だけでなく伊丹市や宝塚市などにも広げてほしい。
- (5) 動物愛護推進員について、次のような議論が行なわれた。
  - ・動物愛護推進員を、次年度中に公募し委嘱する予定である。
  - ・推進員の意欲が維持できるよう、協議会において推進員の活動内容をしっかり議論すべきである。
  - ・推進員は個人であるが、団体としてまとまった組織を作るのもひとつである。その組織が協議会であってもよいのではないか。

## 5 内 容

### (1) 第1回、第2回及び第3回の議事要旨の確認について

事務局から、「第1回会議の議事要旨（第2回修正案）」、「第2回会議の議事要旨（第1回修正案）」及び、「第3回会議の議事要旨（案）」について一括説明が行われた後、委員から一部修正の意見があったが了承され第1回から第3回までの議事要旨が確定した（※確定した議事要旨は市ホームページに掲載）。また、この時、次のような協議が行われた。

#### 【事務局】

寄付金についてあるが、次年度歳入予算に寄付金の受け入れに関する費目を設定する予定である。

#### 【委 員】

寄付金のたたき台を提示するとのことだったがどうなっているのか。

#### 【事務局】

具体的なところまでは至っていないが急いで進めている。むしろ、頂いた寄附金の使い道をどうするかの方が大きな問題となってくる。

次年度の協議会において委員の皆様と議論していただきたいと考えている。

寄付の受付方法であるが、既存の「寄付申込書」によるものとなることからインターネットでの寄付は難しいと思う。

#### 【委 員】

ホームページに譲渡された犬を記載するのは持ち込みを増やす恐れがあるのではないのかという意見があった。また、最近続けて動物愛護センター（以下「センター」という。）に直接犬を持ち込んだ人がいた。

#### 【事務局】

家の近くを放浪していた犬を見つけた方がたまたまセンターからそう遠くない所にいたため、放浪犬として直接犬を連れてきた。市民がセンターに犬を持ち込んでくることは稀ではあるが、近いからという理由と、センターは保健所でもあることから、そこに連れていけばいいと思ったのではないか。

#### 【委 員】

「〇月〇日に収容された犬は譲渡されました」という文言は、ホームページに載せない方がよいのではないか。飼えなくなってもセンターに渡したら何とかしてくれるという変な期待を抱かせてしまうことになるのではないか。

【事務局】

全部載せる・全部載せない・一部載せる。選択肢は3つしかない。

【委員】

私達も譲渡に関して努力をしている。かなり殺処分が減ったと思う。

しかし、飼えなくなった犬の里親探しをしている人がいる一方で、収容された犬が譲渡されたことをホームページに載せると安易にセンターに持ち込む人が増えてしまうのではないか。

【事務局】

ボランティアの協力もあって犬の譲渡数はかなり増加しているが、ホームページでの情報発信については、それぞれ捉え方がある。

【委員】

「里親・飼い主を募集しています」というページは、常に市のホームページの新着情報に載せているのか。

【事務局】

「里親・飼い主を募集しています」というページは頻繁に更新されるのでトップページに載ることが多い。

(2) 犬の殺処分数ゼロに向けた取り組みについて

事務局から、「犬の殺処分数ゼロに向けた取り組み」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

追加部分

【委員】

現在、収容されている犬の大半が警察経由であることから、センターと警察、あるいは市民の連携は必須課題であると思われる。特に、首輪付きの犬猫については兵庫県警が拾得物として扱うことを『遺失物だより平成21年5月1日第4号』で各署に指導しており、現在も首輪付きの成猫がセンターに収容されていることから、所有者がいる可能性がありながら殺処分になる例を出さないために県警の指導を遵守してもらいたい。

【委員】

現在、収容されている犬猫の譲渡会をしてはどうか。

【事務局】

譲渡会を開催するのではなく、随時受付という形で行っている。

**【委員】**

県は日曜日も開いている。土日しか来ることができないという人も多いと思う。平日に来ることができない人のためにどうにかしてほしい。

**【事務局】**

県は日曜日に「ふれあい事業」を開催しているが、市は人手も足りないので常に開けることは難しいが、個別の事案に応じて臨機応変には対応している。相手側の都合に合わせて平日でなくても個別対応することもできる。譲渡はオープンにしている。

**【委員】**

ホームページを見ない人は多いと思う。

**【委員】**

以前、知り合いが犬の譲渡の希望をしていたことがあり何度か犬を見に行く必要があった。しかし、土日しか子供と一緒に見に行くことができなかったため、別の所に見に行った。そこには、動物との触れ合いや体験などがあったが、センターもそのような場を設けたらもっと譲渡数が増えるのではないかと思う。

**【委員】**

センターにくるのは大変である。市役所の隣の公園とかでできないか。

**【委員】**

今の議論は、この10頭を限りなくゼロにするためには土日にセンターを開けるか、他のことをやるかどうかということだが、譲渡されやすい犬とされにくい犬もいるなかで、どのような努力をしたらこの10頭が限りなくゼロになるのだろうか。

**【事務局】**

収容犬の数は、今後さらに減ると思われる。以前、ダルメシアンが収容されたときはすぐにたくさんの電話があった。しかし、老犬や見た目があまり良くない犬はなかなかもらい手が見つからないというのも現実である。

**【委員】**

譲渡会を開いたから数が減るとか、ホームページを見ない人がもらってくれるということよりも、ハンディを抱えた犬をもらってくれるのかどうかという可能性、解決方法を考えた方がよいのではないか。

**【委員】**

譲渡会をする意義についてだが、この譲渡された21頭に関してギリギリの状態  
で譲渡するのか、または余裕を持って譲渡希望者にもらってもらえるのかとなると、  
譲渡希望者の情報を蓄積させて譲渡していく方がいいと思う。

**【事務局】**

情報発信をしてより多くの人に知ってもらう。パソコン以外の方法でも情報を発  
信していけばセンターにいる犬の数は減ると思う。しかし、多くの人に見てもらっ  
てもなかなかもらわれない事実もある。例えば、吠えるといった問題点があるが、  
その問題点を改善すれば誰かがもらってくれるかもしれない。リスクをうまく回避  
すれば良くなるのではないか。

**【委員】**

年配の方でパソコンを使えない人もいる。電柱や社協の掲示板に募集の紙を貼っ  
たらいいのではないか。誰かが見たときに新たな飼い主を探しているのかがわかる  
と思う。できるだけ多くの人の目に触れるようにすることが大切ではないか。

**【事務局】**

昔、ボランティアの方がポスターを作って電柱に貼ったことがあったが見つかつ  
たことはほとんどなかった。

**【委員】**

回覧板はどうだろう。

**【事務局】**

回覧板はタイムリーではない。迷い犬であれば元の飼い主を探さないといけない。  
貰い手を探さないといけない場合、回覧版だけで探すのはあまり意味がない。

**【委員】**

限られたマンパワーでやっていくなら、携帯電話などのアクセスでアプローチで  
きるようにするのは可能か。

**【事務局】**

携帯電話で尼崎市のホームページを見ることはできるようになっている。

**【議長】**

本当に犬を飼いたいという人には、回覧板よりも別の方法で探すことができるよ  
うにする方がいいのではないか。

#### 【事務局】

譲渡制度があることを知らない人もいる。どうすればより多くの人に譲渡制度があることを知ってもらえるかを考えないといけない。ホームページや回覧板などの案が出ているが、もう一步踏み込みこむことができれば良いのだが。

#### 【議長】

野良猫の活動のように「動物愛護センターはこういうことをやっている」という掲示のほうが有効なのではないか。パッと見て「こういう事をしているのか」と分かるように、掲示板に貼るなりしてより多くの人に知らせた方がいいと思う。

#### 【事務局】

年に2回（3月と8月）、協働推進員を通じて回覧文を回している。3月は狂犬病予防注射の案内と飼育マナーの啓発、8月は狂犬病注射の督促案内と飼育マナーの啓発、譲渡事業の案内を行っている。

#### 【委員】

チラシのことだが、譲渡先を募集する場合と迷子の場合では、ポスターを貼る先のニーズが違うと思う。動物病院に譲渡のポスターを貼っても案外もらい手がない。既にペットを飼っている人達なので。しかし、迷子のチラシを動物病院に貼ると見つかったという連絡がくる。動物病院には、動物に関心のある人が来るので、譲渡のチラシよりも迷子のチラシを貼ってもらうほうがよいと思う。

#### 【事務局】

例えば、「動物愛護センターにはこういう犬が収容されています。飼い主に心当たりのある方は至急センターまで」という形で、特徴や行方不明の日付を書いたものを動物病院に貼ったらいいということか。

#### 【委員】

私も、飼い主を募集というチラシを動物病院に2ヶ月間貼ってもらったが申し出はなかった。

#### 【事務局】

「飼い主さん来て下さいね」と迷子のポスターを貼った際に、残った場合はその犬は譲渡対象となると思われる。譲渡対象となった場合はどうしたらいいのか。

経験上、犬が飼い主の元に帰るときは概ね3日程度で見つかっている。何らかの事情がある場合を除けば、ほとんどが3日程度で見つかっている。

1週間経っても飼い主が現れない場合は帰らないと考えられる。その場合は譲渡



というイメージになる。

【委員】

猫も入れると探す期間が長くなってくると思う。1ヶ月ぐらいは探す期間が必要ではないか。

【委員】

土日にセンターに来ることができないという人がいるが、月に1回の譲渡会を開催することができないか。県レベルでは土日も開いている。

【事務局】

県は定数上交代で勤務することが可能なようであるが、市は4人しかいないので難しい面もある。成犬の収容数は年間約50頭である。約10頭は返還、残りの40頭の譲渡をどうするかであり、土日を開ける必要はないのではないかと。

【議長】

休日のセンター開所については検討してもらったということで、次に進みたい。

【委員】

譲渡のことで尼崎市内に住んでいる人でないと譲渡ができないとあるが、阪神間を対象とすることはどうか。

【事務局】

隣接したところとして伊丹市や宝塚市などが考えられる。尼崎市はもともと面積が狭いので隣接したところなら可能ではないかと思う。

【委員】

それを今日決めていただきたい。現在収容されている2匹を市外の方が譲渡を希望しているので。

【事務局】

この場で決めることはできない。あと、現在の譲渡制度は、申し込んだ後に一度自宅の確認を行っている。申し込みをされた時は欲しくても、後日飼えるかどうか自宅に伺った際に気持ちの部分で変化がないかが危惧される。

犬を欲しい気持ちが先走ってしまって、自宅に伺った時、賃貸マンションで飼えなかった事があるので、きちんと説明をしなければならない。

【委員】

それでもなんとしてでも持って帰りたいという人はよい飼い主ではない可能性がある  
あるので、すぐに譲渡せずに関をもってくれる人がいいと思う。

**【事務局】**

ここでは、譲渡をどのように広げていくのかという議論をしていかなければなら  
ない。

**【委員】**

阪神間だけならそれほどの距離ではないのではないか。

**【事務局】**

犬の収容の状況を見ながら決めないといけない。予想より収容数が減ってきてい  
るのは確かだが、見極めのポイントもあるので、隣接している伊丹市や宝塚市から  
スタートするとかやり方はいろいろあると思う。

**【委員】**

私達も色々と努力をして、もらい手をやっと見つけた。待ってもらっている。  
遅れたら多分その話はなくなってしまふ。

**【委員】**

1つ提案だが、私達も過去に神戸市に住んでいる人に譲渡をしたことがあり慣れ  
ているので、私達からの件に関しては伊丹市でも譲渡できるようにとか、何かそう  
いった相手のことをよく知っているということならばよいのではないか。

**【事務局】**

そういうところが見切り発車になる。悪い話ではないので、体制を整えて考えて  
いく。基本的には、「自分たちのできる範囲で」とそういうイメージを持っている。  
伊丹市等は県が管轄している。県は市よりも譲渡の条件を厳しく設定しているので、  
事前に県に説明する必要もある。こちらとしても、少しでも色々できるようにな  
ればいいなという気持ちはある。この場ですぐに来るとは言えない。

**【委員】**

新年度からスタートできるか。

**【事務局】**

この場で具体的にいつと答えることはできない。なるべく早くしたい。

**(3) 動物愛護推進員について**

事務局から、「動物愛護推進員」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委員】

私はボランティアで協力しているので名前や電話番号を登録している。何かあったときに聞いていいかと聞かれた時はどうぞというようにしている。名前等の公開については推進員になった時点で承知してもらってもいいのではないかな。

【委員】

私も個別具体的に募集するのはいいことだと思う。しつけができる人であるとか、トリマーの資格を持っているとか、一時預りをしてもらえる人や、その中で電話番号を公開してもいい人は公開して、センターでの引き取りになる前に相談の窓口になれるような人は電話番号を公開する必要があると思う。個別のニーズによって個人情報公開は変わってくるのではないかなと思う。

【事務局】

応募してもやることがなかったら離れてしまうので、まずは、何をしていくかを決めなければならないと思う。

【委員】

もちろん、活動内容を決めてから募集した方がいいと思う。ただ最初から広く浅くだと、前提として色んなケースが残ってしまう。トライアルと捉えればいいのかもかもしれないが、少数精鋭でも見本という形がまずあって、(顔写真や個人の住所を載せる必要はないが)、顔の見える組織を市民に見せることによって、推進員はどのようなものなのかをできるだけ知ってもらわないといけない。実績や前例を積み上げていくことで推進員制度というものを知ってもらおう。それを重ねていく中で、関わる人がこんなはずではなかったという事は防げると思う。10人からスタートして30人、50人と増えていくような制度でないと続かない。最初から扉を開いて次第に淘汰していくことには反対であるが、自主性にまかせることはありえない。法令に基づいて行うべきであり、協議会という組織の下に推進員が存在するべきと思う。

【委員】

推進員の活動で無報酬ということはどうか。現在、大学、短大、専門学校で動物介護士等の職業として養成している学校がある。将来これらが国家資格となっていた場合、例えば、推進員が無料でしつけ教室へ講師として参加した場合等はバッティングしてしまうのではないかな。また、専門性が低くなることが考えられる。このあたりの調整をどうするか。摩擦が起らないように考えたほうがよい。

2つ目は、愛護推進員自体は個人だが、団体としてまとまった会にして、そこで団体活動をやりながら個人活動もする、そういうシステムを作らないといけないと思う。尼崎市では協議会があるので、その中に置くのも一つ。尼崎市の動物行政の中に登録団体として位置付けるのも一つ。それはちょっと我々が考えて市の助言をもらいながらいい方法を考えていきたい。推進員には大切な役割を担ってもらわないといけないので、モチベーションを欠かささないような形で運営していかないとけない。

**【委員】**

どう具体化していくのかを今日決めてほしい。例えば24年度内に決めて25年度から募集をかけるのか。

**【事務局】**

24年度中には委嘱したい。上半期には整理をしておきたいと考えている。協議会における分科会のような形での議論を考えている。また、寄付金の使途についても上半期の間に決めておきたい。これも分科会の形になると思う。

**【議長】**

それも大切だが、寄付金をどう集めていくのか、どういう構成メンバーでやっていくのかが非常に難しいと思う。4月1日から寄付を集めると言ったが、それと同時にスピードを上げてやっていかないとけない。きちっとして集めるなら、僕は一千万円だと考えている。

**【委員】**

次の会議は「寄付金」と「動物愛護推進員」に関して時間を取ってもらえれば良い。

**【委員】**

譲渡の件だが、信用できる個人やボランティア団体を選別してもらって、ちゃんとした譲渡を制度化してほしい。

尼崎市には団体は無いといわれているが、阪神間の信用できる団体にお願いして譲渡先を広げていくのも必要ではないか。

**【事務局】**

それに関しては今日の意見を集約させた文章が次の会議で出てくると思う。

そこにどういうものを落とし込むのかという話なのでそれは当然意見が言える機会があると思うので、今慌てなくてもよいと思う。

**【事務局】**

年4回なので、次年度は5月、8月、11月、2月に開催を考えている。  
次回は連休明けの15日か22日を予定している。

**【委員】**

阪神間に広げる件については。

**【事務局】**

市の方で考え、早く結論を出したいと思う。

**【委員】**

ホームページの処理のほうは。

**【事務局】**

それも市で考える。

以 上

## 第 5 回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

## 1 日 時

平成 24 年 5 月 22 日（火） 午後 2 時から午後 4 時

## 2 場 所

尼崎市議会棟 第 3 委員会室

## 3 出席者

## (1) 委員 10 名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、郷司純子、三田一三、竹本眞智子、藤原軍次、福井祐子、吉川博敏

## (2) 事務局 5 名

辻本健康福祉局保健部長、宮永生活衛生課長、大平生活衛生課動物愛護センター所長、田原生活衛生課動物愛護担当係長、唐澤生活衛生課動物愛護センター技術員

## 4 概 要

- (1) 第 4 回の議事要旨については一部加筆修正を行い、次回の会議で内容を確認することとなった。
- (2) 昨年度の実績と新たな取り組みについて、次のような議論が行われた。
  - ・ 寄付金の見通しについて質問があり、事務局としては今年度 500 万円、来年度以降については 100 万～200 万円を考えているとの説明が行われた。
  - ・ それに対して委員からしっかり PR 等をすれば来年度も同様の金額が期待できるとの意見があった。
  - ・ 寄付金の手続方法についてインターネット振込の提案があったが、市全体のこととなるので難しいとの説明が事務局からあった。
  - ・ 寄付金の応募用紙が市のホームページからダウンロードすることができるようになったことは一歩前進との意見があった。
- (3) 動物愛護管理寄付金について、次のような議論が行われた。
  - ・ 寄付金の具体的な使途を検討するための作業部会の設置が事務局から提案され、委員の自由参加という形で了承された。会議録は議事の概要のみとし、個々の発言録等は作成せず、ホームページへの掲載も行わないこととなった。
  - ・ 学校飼育動物に対して使ってはどうかとの意見が出されたが、適正飼育に係る費用については教育委員会が負担すべきこととなった。
  - ・ 動物愛護管理寄付金使途については、作業部会で絞込みをして 8 月の協議会で決定していくこととなった。

(4) 動物愛護推進員について、次のような議論が行われた。

- ・名称を推進員ではなく協力員等に変更してはどうかとの意見があった。
- ・推進員活動の責任の所在について危惧する意見があった。
- ・推進員の基準について経験を持った人を対象にした狭く深くかできるだけ多くの人を対象にした浅く広くかで議論があった。
- ・県の推進員をした経験から、責任の所在を考えると経験者から適正を見て選抜したほうがいいのではないかとの意見があった。
- ・動物の一時預かりについては、責任の所在等の問題からも推進員活動の一つとして行うのではなく、その相談に乗ることと解釈することとなった。

## 5 内 容

### (1) 第4回の議事要旨案の確認について

事務局から「第4回会議の議事要旨」について説明が行われた後、委員から一部加筆の要望があったことから、次回の会議において加筆修正案を確認することとなった。

また、この時、次のような意見交換が行われた。

#### 【委 員】

「犬の殺処分数ゼロに向けた取り組みについて」に関して、安易にセンターに入っていないように警察との連携が必要である。「遺失物だより」についての私の発言を追加して欲しい。

#### 【事務局】

4～5ページ辺に入ることになると思う。次回までに追加文案をいただきたい。

#### 【委 員】

「譲渡されました」等を掲載する、しないの件はどうなったのか。

#### 【事務局】

結果的に数ヶ月殺処分がないので、「処分されました」との掲載はない。

#### 【委 員】

尼崎市に収容されたら譲渡してもらえると、捨てた人がいると聞いている。

#### 【委 員】

以前、センターに収容されたプードルを知り合いが譲渡を受けた。転勤を理由に引取りを求めた飼い主がホームページでチェックしており、後日、お礼の電話があったと聞いている。このようなことは転勤の度に新しい犬を飼う人が増えないとも限らない。貰ってもらえるのであれば、また飼っても次の転勤の時もまた貰っても

らえると考えるのではないか。

**【事務局】**

転勤が理由であるかは覚えていないが、この方の場合は殺処分されるのではないかと心配で毎日ホームページを見ていた。やむにやまれず引取りを求めたが心配で毎日ホームページを見ており趣旨が違うのではないかと思う。

**【委員】**

終生飼育は当たり前のことで徹底して欲しい。私たちはボランティアとして無責任な飼い主の尻拭いをしている。動物の命を守ることを一番に考えなければいけない。そういう人は飼わなければいい。「愛護センター」＝「なにか尻拭いしてもらえ所、愛護してもらえ所」と認識している人がいまだに多い。

動物の命が優先であり、そのための協議会である。どうやって動物を助けるか、処分数を減らすかでやっている。飼えない人の言い訳を聞いていたら、全員が言い訳をする。

**【事務局】**

引き取りに際しては、必ず知人、友人の方にあたってくださいと伝える。もし処分しなければならぬのであれば、飼い主の腕の中で、獣医師の麻酔による安楽死も検討してくださいと伝えている。

**【委員】**

大きな団体にお金を払って生涯飼育をお願いする等の誠意があればよいが、安易に「行政＝私たちの税金」を使おうとする無責任な人達の片棒を担ぐような活動を私たちはしているわけではない。

**【委員】**

「可愛がる」とか「心配である」ということと、「責任感」は別であると思う。犬を好きな人が全員、責任感があるとは限らない。

**【委員】**

譲渡を受けた人の中にも、譲渡されたことをホームページに掲載しないで欲しいと思っている人も多い。掲載することは、捨てる人たちにうまく利用されることになってしまう。

**【議長】**

愛護センターに引き取りの連絡が入ったときに具体的にどのようなやり取りをしているのか教えて欲しい。時間をかけて説得している様子を知りたい。



**【事務局】**

ホームページの件も含めて行政側の問題になるので別の機会にお話させていただきたい。収容数、処分数については昔と比較すると皆さんの努力、協力により格段に減少している。世の中には悪い人間もいる。私たちもだまされている場合があるかもしれない。しかし、引き取りについて多くの人は本当に事情があるのだと思う。経済的に厳しい人もいる。そういったことも含めて、一歩でも進めていくためにこのような場で議論している。

**【委員】**

この文書は公文書なのか、便りなので単純に出したものと思うが。そのあたりをきちんと確かめておいてほしい。

**【事務局】**

確認しておきます。

**(2) 昨年度の実績と新たな取り組みについて**

事務局から「昨年度の実績と新たな取り組み」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

**【委員】**

収容数と処分数の数が合わないのは何故か。

**【事務局】**

年度をまたいで収容される動物がいるため「収容数」＝「処分数」とはならなくなる。

**【委員】**

寄付金の最高額、最低額を教えて欲しい。あと、来年度以降の見通しについても教えて欲しい。

**【事務局】**

最高額は100万円で、最も申し込みが多いのは1万円である。先行事例の福岡市では2年前から始めているが年間20～30万円くらいなので、来年も今年と同じように集まるかはわからない。400万は少し厳しいかなと感じている。

**【委員】**

協議会として寄付金の使い方を考えていくのであるならば、認識を共有しておか

なければならない。

**【事務局】**

今年度は500万円と考えている。次年度以降は100万～200万円と考えている。

**【委員】**

CONは寄付金の募集に精力的に活動している。何故これだけ集中したかというところ100万の助成金では十分に活動が出来なかった。野良猫の不妊手術を地域や頭数に関係なく推し進めていきたいという想いからでてきたものである。

**【委員】**

私たちは来年も同じような額を期待できるのではないかと考えている。全国に発信していき応援してもらうことを考えている。今回は私たちが頑張らねばと考えていたが、これからは違った方法でPRを行い、協力してもらう形にしていきたいと思う。インターネットでの手続きや銀行振り込みが出来ればやりやすいという話も聞いている。

**【議長】**

寄付金の送金方法等、変わっていく可能性はあるか。

**【事務局】**

FAX等で申し込みをいただいた後、銀行振込用紙を送付させていただいている。インターネット等の振込みに関しては市全体のこととなるので難しいと思う。今回を契機に寄付申込書が市のインターネットでダウンロードできるようになったことは一歩前進だと思っている。

**(3) 動物愛護基金の用途について**

事務局から「動物愛護寄金の用途」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

**【委員】**

基金が成立すれば、寄付金制度はなくなるのか。

**【事務局】**

基金はいただいた寄付金を貯めておくための財布なので、寄付行為がなくなるわけではない。

【委員】

作業部会の件は今日この場で検討するということか。

【事務局】

上半期の間、ある程度具体的なものが出てくれば良いと考えている。ご協力いただけるのであればお願いしたい。

【委員】

基金条例は議員提案なので、事務局として齟齬がないようきちんと整理しておかなければいけない。

【事務局】

作業部会は、今後の施策の推進を踏まえ、事前に寄付金の使途を検討しておきたいということで開催してはどうかという提案である。

【委員】

仮定としての基金ではなく、再度寄付金の使途について話し合っけて欲しい。

【委員】

保護した動物が負傷したり、病気を持っていた場合の費用面に使えないか。私が考える寄付金の使途は、譲渡事業の拡大と学校飼育動物、負傷動物の治療等である。基金を全国に情報発信したい。

【議長】

寄付金の使途が問題になる。現状では野良猫の不妊手術助成の積み増し。これは皆さんの意見が合致していると思う。抽象的にしか方向性が示されていないので、どこまで具体的にしていってよいか意見があれば言ってほしい。

【事務局】

何かヒントのようなものが欲しい。将来的には譲渡数を増やしていくこと。また、適正飼養に関する啓発や啓蒙も重要となる。その仕組みであったり媒体であったり。例えば譲渡であればどのように対象者を広げていくのか、どのように広報していくのか等の具体的な事になる。

【委員】

犬、ねこだけではなく、学校飼育動物の環境が悪くなっていると思う。定期的な検査や治療はどうだろうか心配である。これらの小動物に対して使っけて欲しい。健康な動物を飼育するという形にもってっけてもらいたい。

【議 長】

悪い例のほうが入りやすい。担当の先生以外は関わらないとか、エサも有志が負担している。飼育委員会を作って取り組んでいる良い例もあるが、それらは獣医師会が関わっているのか。

【委 員】

適正指導として毎月行っているが、ニーズがあつてのことなので主体は学校になる。10年前くらいから働きかけを行っており一定の成果を挙げている。学校教育に寄付金が使われるというのは、ちょっと違うのではないかと思う。

【委 員】

基金を使うかどうかは別にして、教育上必要であるならば教育委員会が考えなければならない問題である。

【議 長】

学校飼育動物に関しては、私たちの中では現状ではなしと考える。ただ、何らかのサポートが出来るのではないかとの希望は持ちたい。

【委 員】

学校飼育動物もセンター収容動物も所有権を持って飼育しているが、その義務を果たしていない状況にあると思う。給餌給水、暑さ寒さから守る、清潔にすること等、所有者としての義務を果たすために使って欲しい。見に来る人に汚い状態では見て欲しくない。

【議 長】

作業部会は皆様のご賛同をいただければ参加できる人ということで開催したい。

【委 員】

全てを基金で賄うとなると破綻してしまう。一定の幅を持たせながらも整理しておく必要がある。

【委 員】

学校飼育動物の適正飼育に寄付金を出すのであれば教育委員会の方に入っていたきたい。学校での生き物への接し方が教育の前提にあるので。教育委員会が現場を知っているのかなと感じている。

【事務局】

1回目の部会で話をして、学校飼育動物の関係で必要となれば2回目の際に声をか

けてみたい。

【委員】

学校の先生も忙しい。校長が替われれば取り組み方も変わるので難しいと思う。

【事務局】

作業部会で絞込みをして協議会の場で決定していくという手順を踏んでいきたい。

(4) 動物愛護推進員について

事務局から「動物愛護推進員」について説明が行われた後、次のような意見交換が行われた。

【委員】

推進員という表現を変えてはどうか。協力員などが合っているのではないか。行政に対する意見等はどのような場で伝えたらよいのか。

委員がトラブルを起こした場合は本人が責任をとるのか、行政が責任をとるのか、共同で責任を取るのか。その辺のフォローをどうするのか。

【委員】

収容している動物について、しつけが必要な犬やトリミング等が必要な犬に対してボランティアとして専門家等を集めて対応できるような仕組みがとれないか。

【委員】

広く浅くか、狭く深くか。今まで何をしてきたかが大事なのではないか。どんな仕事をしてきたかとか、他で推進員をしたことがあるとか。ある程度の基準を作ったほうが良いと思う。私は少数精鋭から始めたほうが良いと考える。

【委員】

専門技術の場合はそのとおりだと思うが、運転ボランティアや一時預り等、何か出来ること、誰もが気軽に協力できるような形の活動内容があってもよいのではないか。

【委員】

責任の所在等を考えないといけない。専門家が診療していてもトラブルになることがある。市としての立場をどう考えるか。推進員から報告を受けるだけではいけないのではないか。運転でも簡単に事故は起こる。少数精鋭は第1ステップであって、そのノウハウはこのシステムの中で生きてくるので、試行錯誤していく中でよ

り良い形に広げて行ってはどうか。持続性が大事である。出始めとして危険をはらんでいるのではないか。

市の事業として持続的なものとして考えたときに、自らの意見だけでボランティアとして動く際に、自己責任の中で出来ることと、そうではないことがある。例えば NPO 等で行う場合は自己責任で解決できると思うが、このチャートの流れで行くとお互いの役割と責任が不明確のままではできないと思う。

#### 【委員】

兵庫県の推進員をしていた。飼養管理士の資格を持っていたので、そちらから話がきた。ペットショップや獣医師など経験や資格に応じて何項目かの講習を受けた。

全員が推進員になったかどうかわからないが、そこから選抜されて尼崎支部という形で活動していた。専門的なことが必要であればそのような所へ募集をかけるといいのではないか。その時はなにをしていいのかがわからなかったが、今は目的があるので、経験がある人から講習や面談等を実施して適性を見て選抜するという形で。応募したから全員という形にはしないほうがいいと思う。

#### 【事務局】

10年ほど前に兵庫県で委嘱をした。生業を持っている人が多かった。当時は第1回目の委嘱で講習時間が長かったように思う。推進員にはスキルの要素と一般常識さえあればという形に分かれてくると思う。スキルという意味では、生業を持っている人には頼みにくい。レベルを上げるにしたがって現実とのギャップ・摩擦を考えていかねばならないのではないか。

#### 【委員】

例えば一時預りがある。これはセンター業務のアウトソーシングになる。そこまですべて活動の中身として入れるのであれば推進員に相当の覚悟・責任が生じると思う。

一時預りがなく、啓蒙活動、譲渡先を探す、迷子動物を探す、不妊手術活動の支援等のみであればハードルを上げなくてもトラブル、事故等を含めて少なくなり、極めて現実的だろうと思う。

#### 【委員】

一時預りが出来る人は限られてしまう。譲渡先が決まるまでの一時預りなら出来る、老犬なら預かってもいい等の条件を持っている人もいる。これに関しては具体的に募集するべきだと思う。

#### 【議長】

推進員の中にあえて入れなくてもいいのではないか。推進員が一時預りをしてくれる人を探せばいいのであり、推進員はその地域の相談役、マネジメントをすれば

いいのではないか。

**【委員】**

表の（３）活動内容の[相談活動]の項目に記載してあるので、文字通り推進員は一時預かりであれ、その相談に乗ると解釈したらいいのではないか。飼うかどうか預かるかどうかは別である。

**【委員】**

センター収容の犬も一時預かりが出来るということか。

**【事務局】**

責任の問題やボランティア保険等の問題もあるので、今日の意見を参考に整理したい。

**（５）次回会議について**

次回の協議会は８月２１日（火）午後２時から同じ場所で行うこととなった。  
作業部会は６月２６日（火）と７月２５日（水）に開催することとなった。

以 上

## 動物愛護管理寄附金の使途について

### 1 これまでの経緯等について

#### (平成 23 年度)

- ・ 第 3 回尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）において、「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）からの提言を踏まえた「新たな財源の確保とその使途」について議論を行なった。
- ・ 協議会での議論結果を踏まえ、市として次年度から、動物の愛護及び管理に関する事業に使途を限定した寄附金の受付を始めることを決めた。

#### (平成 24 年度)

- ・ 4 月 2 日から寄付金の受付を開始した。  
※7 月 3 1 日時点で、「5 4 2 万 8 千 円 5 百 円」の寄付申込があった。
- ・ 6 月議会において「尼崎市動物愛護基金条例案」が議員提案により提出され可決された。
- ・ 9 月議会に基金への積立と、野良猫不妊手術費用一部助成の積み増しに係る補正予算案を提出する予定である。
- ・ 平成 2 5 年度以降については、寄付金の受入状況を考慮しながら、基金への積み立てなど必要な財政措置を当初予算に計上していくこととなる。

### 2 基本的な考え方について

寄附金の使途については、当面、「野良猫不妊手術費用一部助成の積み増し」とし、その他の使途については協議会での議論を踏まえ、市として実施内容等を検討していく。



### 3 作業部会での協議について

寄付金の使途については、新たに設置する作業部会において絞込みを行い、8月の協議会で決定していくことを、第5回協議会において決めた。

- ・ 第1回作業部会 平成24年6月26日(火)午後2時～
- ・ 第2回作業部会 平成24年7月25日(水)午後2時～

### 4 寄付金の使途について

作業部会において協議を行い、下記の3つの取り組みに寄付金を充てていくことを決めた。

- ・ 動物の愛護と適正な管理に係る普及啓発に係る取り組み
  - 例) 動物愛護基金に関するパンフレットの作成
  - 例) 動物の適正飼養に関するパンフレットの作成 など
- ・ 犬の譲渡頭数を増やすための取り組み
  - 例) 収容中に怪我や病気をした犬の治療
  - 例) 収容犬のトリミング(カット・シャンプー)
  - 例) 収容犬の訓練 など
- ・ 野良猫不妊手術費用一部助成の積み増し
  - 例) 年間予算を100万円から200万に増額する。

## 動物愛護推進員について

## 1 法令上の規定（「動物の愛護及び管理に関する法律」抜粋）

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

## 2 基本的な考え方について

## (1) 位置づけ

動物への理解と知識の普及のため、地域の身近な相談員として、住民の相談に応じたり、求めに応じて飼い方の助言をするなど、動物の愛護と適正な管理を推進するために積極的かつ自主的な活動を行うボランティア。

## (2) 委嘱等

ア 動物愛護推進員（以下「推進員」という。）は公募とする。

イ 推進員は、次のすべてを満たす者とする。

- ・ 尼崎市内に居住する20歳以上の者
- ・ 動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意を有する者
- ・ 動物愛護管理法その他動物関連法令に反する行為等により行政から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者
- ・ 推進員を解任されたことのない者

## (3) 委嘱期間

委嘱期間は2年間とする（ただし再任を妨げない）。

#### (4) 活動内容

「動物の愛護及び管理に関する法律」第38条の規定に基づく下記の活動

##### ア 動物の愛護と適正な飼養についての普及・啓発に関する活動

例) 動物の飼い主から適正な飼養に関する相談を受ける活動

##### イ 犬・ねこ等の動物の繁殖制限措置に関する助言活動

例) 地域住民等に対して、繁殖制限対策の必要性についての普及・啓発

##### ウ 犬・ねこ等の動物の終生飼養と譲渡に関する支援活動

例) 飼い主からの求めに応じて、犬、ねこの譲渡に対する支援や情報提供

##### エ 尼崎市が行う施策等への協力活動

(ア) 行方不明となった飼い犬・飼いねこの捜索に関する協力

(イ) 動物愛護センターに收容された犬・ねこの返還に関する協力

(ウ) 動物愛護センターに收容された犬・ねこの譲渡に関する協力

(イ) 野良猫不妊手術活動の推進に関する協力

#### (5) 活動方法

##### ア 推進員からの提案に基づく活動

例) ○○町周辺の地域で犬の飼い方に関する講習会を開催したい。

##### イ 市民からの依頼に基づく活動

例) 飼い犬の無駄吠えについて相談したい。

##### ウ 行政からの依頼に基づく活動

例) ○○町で放浪犬が收容された。飼い主に関する情報があれば教えてほしい。

#### (6) 遵守事項

ア 公共の秩序に反した行為を行わないこと。

イ 活動を行ううえで知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。

ウ 活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせないこと。

エ 推進員には公務員に準ずるような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し遵守すること。

オ 推進員の立場を利用し、営利を目的とした活動を行わないこと。

**(7) 解 任**

推進員が上記遵守事項に反した場合、市長はこれを解任することができる。

**(8) 報 告**

推進員は活動実績を市に、随時報告しなければならない。

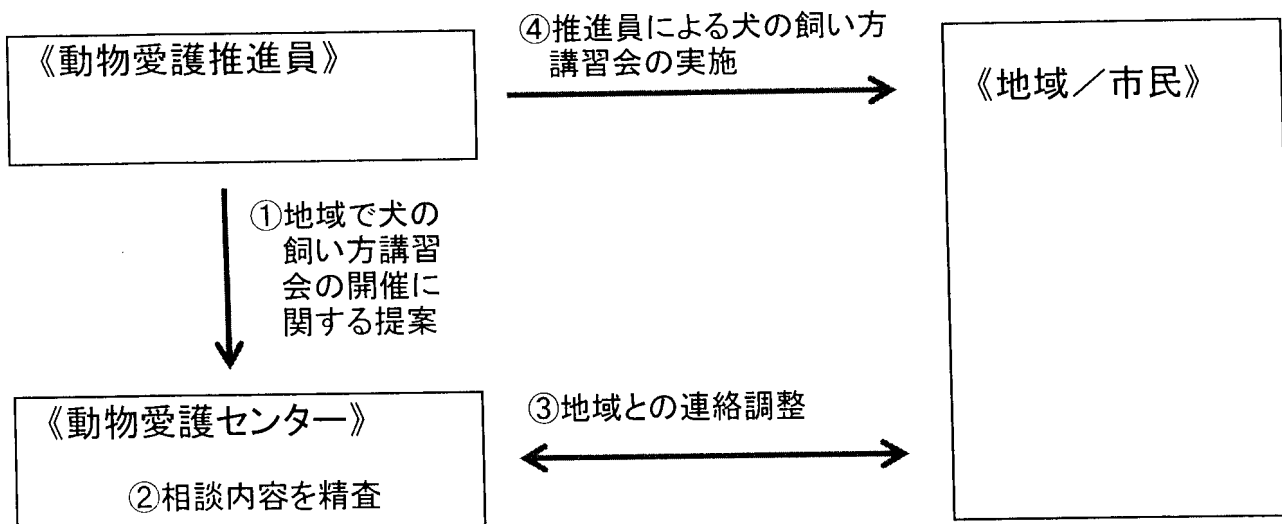
**(9) 研修会**

推進員は、活動に必要な知識等を習得するとともに、推進員相互の交流と技術研鑽を図るため、市が年に一度開催する「研修会」に参加しなければならない。

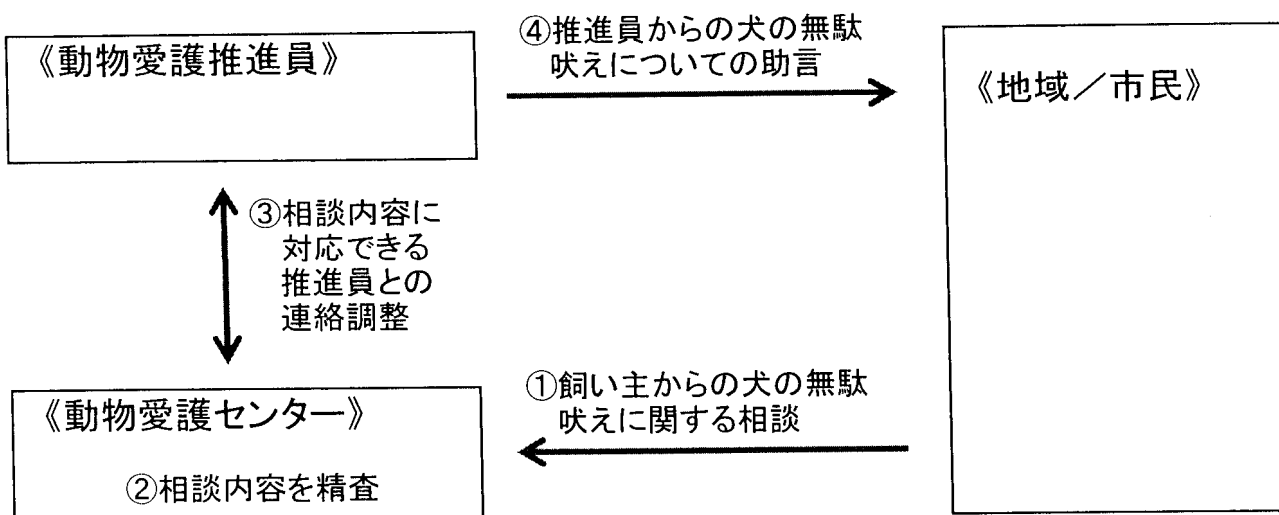
**(10) 報 酬**

活動に対する報償費や交通費など諸経費は支給しないものとする。

1 推進員からの提案にもとづく活動 例) 地域で犬の飼い方に関する講習会を開催したい。



2 市民からの依頼にもとづく活動／例) 飼い犬の無駄吠えについて相談したい。



3 行政からの依頼にもとづく活動／例) 放浪犬が收容された、飼い主に繋がる情報があれば教えてほしい。

